主本件控訴を棄却する。

当審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人林信一および被告人提出の各控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

被告人の控訴趣意のうち(一)について

本件記録によると、原審が昭和二十九年一月二十五日本件被告事件から被告人名を分離して審理する旨の決定をなし、本件については、被告人だけが審判されたことは所論のとおりである。しかし刑事訴訟法第三百十三条第一項によれば、裁判は適当と認めるときは、いつでも弁論を分離することができる旨を規定している本件においては、被告人Aが病気のため相当長期間公判期日に出頭することができないことが明らかとなつたので、原審が同法第三百十四条第二項に従い、同被告人に対する本件被告事件について公判手続を停止する旨の決定をなし、これと同時に対する本件被告事件について公判手続を停止する旨の決定をなし、これと同時に対する本件被告事件について公判手続を停止する旨の決定をなし、これと同時に対する本件被告事件について公判手続を停止する旨の決定をなるから、かような場合に弁論を分離するのは適当な措置というべく原審には訴訟手続法上間然するところはない。従つて、本件弁論の分離を不当とする所論は、理由なく到底採用し得ない。

弁護人の控訴趣意第一点(審理不尽)の(1)および(2)について

同(3)および被告人の控訴趣意のうち(二)について

被告人がかりに所論にいうように本件鉱業所の従業員の地位を有しているとしても、正当な事由を有しない限り、立入禁止箇所に素りに侵入することは許さるではないところ、原判決挙示の証拠によれば、被告人は、本件当時すでに解雇の通告を受け、事実上稼動に従事していなかつたが、偶々Aの意を受けて、稼動するためではなく、単に同人をその欲する場所に伴うべく、一般稼動を目的とする者以外の立入を禁止した趣旨と看做される本件進発所に侵入したことが認められるから、では告人のかかる行為は、もとより正当な事由にもとずかないものというべく、従って、その従業員の地位を保有すると否とを審理するまでもなく、原判決が前掲証拠によって原判示事実を認定しても、審理不尽の違法はない。右論旨は理由がない。同第二点(事実誤認)について

所論は、要するに原判示事実の犯意を否認し、事実誤認を主張するのであるが、 原判決挙示の証拠を総合し検討すれば、原判示事実を優に認定でき、その他記録を 精査するも、原判決に事実誤認は認められない。論旨は理由がない。

よつて、刑事訴訟法第三百九十六条により本件控訴を棄却すべきものとし、同法 第百八十一条第一項本文に則り当審における訴訟費用は全部被告人に負担させることとして、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 原和雄 裁判官 水島亀松 裁判官 中村義正)